

# 衆議院議員総選挙に向けた指定都市市長会緊急要請

我が国は、少子・高齢化や気候変動への適応、防災・減災、国土強靭化の取組に加え、エネルギー・食料品価格等の上昇、極めて不透明な世界経済の影響など、まさに国内外の社会経済情勢の大きな変化と課題に直面している。

将来にわたり、我が国全体の持続的な成長を促していくためには、過度な東京都への一極集中を是正し、国と地方が一体となり、人口減少・少子化対策等の国家的な課題解決に取り組まなければならない。中でも指定都市は、国民の2割を超える2,770万人超の人口を擁し、約3割の商業活動が集中している状況であり、住民に身近な基礎自治体、また、圏域の中核都市として、幅広い権限と安定的な財源を持ち、圏域全体の活性化や発展を牽引していく役割を果たすことが重要である。その実現にあたっては、都道府県一市町村という長年にわたり基本的な構造が変わっていない我が国の地方自治制度について、抜本的に見直すことが不可欠である。

指定都市が、こども施策の総合的推進、住民の生活及び安全・安心の確保、自治体DXの推進、脱炭素社会の実現等に取り組み、ひいては、日本経済の持続的な成長に寄与していくため、貴政党におかれでは、来たる衆議院議員総選挙を通じて、指定都市市長会の提案実現に向けた施策を進めるよう強く要請する。

## 1 こども施策の総合的な推進

### (1) こども・子育て政策の強化

こどもを望む全ての人が安心してこどもを産み・育てることができるよう、特に多くの地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等の助成制度、多子世帯への保育料等を含めた利用者負担軽減策については、国の責任において、全国一律の制度を構築し、必要な財源措置を講ずるとともに、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な人的・財政的支援を速やかに講ずること。

いわゆる教育無償化（高等学校等就学支援金制度の拡充、学校給食費の抜本的な負担軽減）に関しては、制度の持続的な実施に向けて、地方財政に影響を与えることのないよう、国の責任において恒久的な財源を確保すること。特に、学校給食費の抜本的な負担軽減に関しては、国において毎年的確な調査を行うことによって実態との乖離のないようにするとともに、中学校給食費についても早期に実施すること。併せて、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、国においても、必要な財政支援を講ずること。

また、幼児期の教育・保育、子育て支援、社会的養育の質・量の充実を図るため、保育士等の人材確保や処遇改善のほか、幼稚園・保育所等における老朽化対策等に関する施設整備補助の事業費確保や嵩上げ、設置主体の要件緩和に係る経過措置の継続等を行うこと。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、一時預かり事業との棲み分けを明確化し、整合性を図った上で、各地方自治体の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、保育士等の負担も十分に考慮した財政措置を講ずること。さらに、国が示す放課後児童クラブに係る運

営費の負担割合を見直し、放課後児童健全育成事業の補助額を引き上げるとともに、放課後児童クラブ支援員等の待遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の財政措置を拡充すること。加えて、医療的ケア児や配慮を要する子どもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

#### (2) 持続可能な学校体制づくり

全国的な教職員不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実を実現するため、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、特に令和12年度までに段階的に10%まで引上げを行うとされている教職調整額を含め、地方に負担転嫁することなく、財政力の如何を問わず、その所要額全額について、国の責任において確実な財政措置を講ずること。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の多様化等様々な課題に対応するため、基礎定数及び加配措置の更なる改善や教育人材の拡充に向けた効果的な施策を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を教職員定数として算定し国庫負担金の対象とすること。

## 2 国民の生活及び安全・安心の確保

#### (1) 物価高への対応

エネルギー・食料品価格等の上昇により、長期間にわたって市民生活・地域経済への影響が生じている状況を踏まえ、令和8年度以降も、国の責任において、市民生活・地域経済を守り抜くための物価高対策や地域の実情に応じた対策に万全を期すこと。また、国庫補助負担金の算定基礎において適切に物価上昇分を反映するとともに、減税や給付の措置を講ずる場合には、地方における財政運営への影響や過度な事務負担が生じることのないよう実施すること。さらに、中長期的な対応として、省エネの促進等エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組みつつ、持続的で構造的な賃上げや民需主導の持続的な成長の実現に向けた取組を進めること。

#### (2) 防災・減災、国土強靭化の推進

道路、河川、上下水道等のインフラ施設の老朽化が加速度的に進行する中、適切な維持管理及び計画的な改築・更新が実施されなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響が及ぶ恐れがある。そのため、インフラ施設の予防保全型の点検・修繕や機能向上を伴う改築等、集中的な対策の推進に必要な支援を行うこと。

また、災害が発生すると多くの市民の生命、身体及び財産が脅かされるとともに、その影響は社会経済全体にまで及ぶことから、大規模地震等の自然災害に対して指定都市が行う避難生活環境の改善をはじめとした被災者支援や浸水対策、土砂災害対策、インフラの耐震化等の防災・減災対策について、重点的な支援を行うこと。

加えて、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱化等の地震対策への重点的な支援を行うこと。

さらに、こうした国土強靭化施策を切れ目なく戦略的に推進するため、資材価格の高騰等を考慮し、必要な財源の継続的・安定的な確保のための措置を行うこと。

### **3 多様な大都市制度の早期実現**

人口減少が急速に進む中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要がある。1月19日に立ち上げられた第34次地方制度調査会において、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問が行われたところであるが、今後、指定都市の意見を踏まえながら、大都市制度の在り方について議論を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症や令和6年能登半島地震における被災地への対口支援などといった大規模災害等の対応において大都市が果たしてきた役割を踏まえ、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

### **4 自治体DXの推進**

#### **(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化**

標準準拠システムの移行作業に係る経費はもとより、その後に生じた標準仕様の改版に伴うシステム改修及び他システムの標準化に伴い構築が必要となる標準化対象外システムの構築費等についても、必要経費全額を確実に補助すること。また、特定移行支援システムについても同様に、移行完了までの必要経費を全額補助すること。

加えて、デジタル庁主催の「共通機能等課題検討会」において、データ連携に関する仕様の詳細の統一が困難となることが明らかになるなど、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」における目標の達成が懸念される状況となっていることから、事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避する等同方針で掲げる目標が達成できるよう、国が改めて主導的な役割を果たすこと。さらに、ガバメントクラウド利用料を含む標準準拠システム等の運用経費については、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら協議し、目標とする「少なくとも3割の削減」に向けて、十分な対策を継続して行うこと。

#### **(2) デジタル化を見据えた行政事務の簡素化**

地方自治体の行政事務は、根柢となる国の各種制度の複雑さに加え、度重なる制度改正や運用変更等により、事務を実施する地方自治体をはじめとしたサービス提供者だけでなくサービスを受ける利用者においても多大な負担が生じている。住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するにあたっては、単に現在の制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しが必要不可欠であることから、デジタル庁が司令塔となり、各省庁が所管する事務の制度に改善の余地がないかを横断的かつ地域の実態に即して再点検し、その結果を踏まえた対応を迅速に実施すること。

## 5 脱炭素社会の実現

### (1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進

商品・サービスの温室効果ガス排出量見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

また、水素等次世代エネルギーの社会実装や再生可能エネルギーの主力電源化に対応するためのインフラ整備等脱炭素社会の実現に向けた基盤整備を行うこと。

### (2) 地域脱炭素移行への支援の拡充

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金の補助率引き上げや物価上昇分の反映等のインセンティブを付与する等、財政支援を拡充すること。

## 6 安定的な財政運営に必要な措置

### (1) 地方一般財源総額の増額確保

いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、引き続き3年間維持することとされている。こども・子育て政策の強化等、社会保障関係経費の増加や物価高の影響、人件費の増加等が今後も懸念されることから、令和8年度以降は、令和7年度の地方財政計画の水準にとどまらず、地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方の安定財源確保については、国において具体的な方策を引き続き検討することとされている。加えて、「年収の壁」の更なる見直しや、消費税の減税が行われる場合についても、地方財源への影響が懸念される。

については、地方自治体が住民に必要な基礎的行政サービスを持続的に提供できるよう、国の責任において代替となる安定財源を早急に確保するとともに、それまでの間は十分な財政措置を確実に講ずること。

さらに、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

### (2) 指定都市税源の拡充強化等

指定都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により特例税制を創設すること。

また、東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、東京都と他の地方自治体間の財政力格差が拡大しており、これを背景として、行政サービスの地域間格差も拡大している。このような状況を是正するため、地方税収を減ずることなく、地方税財源拡充の中で、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずること。

### (3) 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

令和8年1月26日  
指定都市市長会